

令和4年4月4日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

神稲建設（株） 長野県飯田市主税町18

令和4年4月4日～令和4年4月17日（2週）

地域3（関東支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格業者である神稲建設（株）は、令和3年1月20日、長野県木曾郡木曾町にある木曾広域連合発注の木曾クリーンセンター旧炉施設解体工事において、高さ9.3メートルの点検用通路の端で解体した設備の廃材を投下する作業をしていた作業員1名が転落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同者及び同者現場代理人は、令和3年12月9日、労働安全衛生法違反により長野地方検察庁から公訴を提起され、略式命令が確定した。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第8号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上2月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上